

マネージメント・レター 252改正貸金業法について

貸金業法は、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律です。近年返済しきれないほど借金を抱えてしまう多重債務者の増加が深刻な社会問題となったことから、これを解決するため、改正貸金業法が平成 22 年 6 月 18 日に施行となりました。改正貸金業法の主なポイントは以下の 2 つです。

総量規制 借り過ぎ・貸し過ぎの防止

- ・借入金額が年収の 3 分の 1 を超える場合には新規の借入ができなくなります。
- ・借入の際に、基本的に年収を証明する書類が必要となります。

上限金利の引き下げ

- ・法律上の上限金利が 29.2% から借入金額に応じて 15% ~ 20% に引き下げられました。

総量規制についての補足説明

- ・すでに年収の 3 分の 1 を超える借入残高があるからといってその超えている部分についてすぐに返済を求められるわけではありません。
- ・この総量規制が適用されるのは、貸金業者から個人が借入を行う場合です。個人が銀行から借りている住宅ローンや自動車ローンは対象外、法人名義での借入も対象外です。
- ・例外として個人事業者の方は、事業計画を提出し返済能力があると認められる場合は借入残高が 3 分の 1 を超えていたとしても新たな借入を行うことができます。
- ・年収を証明する書類とは、具体的には源泉徴収票、確定申告書、青色申告決算書等です。

上限金利についての補足説明

法律上の上限金利には、利息制限法の上限金利(超過すると民事上無効)...貸付額に応じ 15% ~ 20%、出資法の上限金利(超過すると刑事罰)...改正前は 29.2%、の 2 つがあります。これまで貸金業者の場合、この出資法の上限金利と利息制限法の上限金利の間の金利帯でも一定の要件を満たすと、有効となっていました。これがいわゆるグレーゾーン金利です。他方金利負担の軽減という考え方から今回の改正により、平成 22 年 6 月 18 日以降、出資法の上限金利が 20% に引き下げられ、グレーゾーン金利が撤廃されます。これによって、上限金利は利息制限法の水準となります。

 **今月のワンポイント** 

大幅に機能強化された F X 2 (戦略財務情報システム) が 6 月 1 日より提供開始されています。機能強化された内容として、出張先などから最新業績を確認できる社長メニュー (A S P 版) ネットバンキング等からの仕訳読込機能や最新版プログラムのダウンロード等があります。この機会にシステムの導入・入替の検討をしてみたいかがでしょうか。